件名	浜岡原発非常事態における放射能災害を防ぐことに関する陳情		
提出者	東久留米市南沢五丁目十三番十二号 川井　満		
住所氏名			
受理年月日	平成十六年十一月十五日	受理番号	第十五号

要旨

区は、緊急に「安定ヨウ素剤の常備、その管理、事態発生の時の運用及び二日目以降の避難の方策、病人の救護、放射能汚染のない食料・飲料水の確保等」の具体的な浜岡原発放射能災害対策計画を立て、区民に周知徹底してください。

（理由）

一九二三年九月に関東大震災で多くの人が亡くなり、また、一九四五年三月十日の東京大空襲では十万人余の死者が出ました。私は三月十日の火焔の中で一命を得ました。

本陳情は、これらの大災害で死者となった人々から力を与えられ、背中を押され、貴議会に提出するものです。

東海地震の震源域の真上に浜岡原発があり、現在四基が稼動状態で、さらに一基が試験運転に入っています。総発電力は五百万キロワットになります。

浜岡原発について日本政府や中部電力株式会社は、発電施設は地震加速度六百ガルで設計したから壊れることはないと言っています。ところが「新潟中越地震」の地震の加速度は六百ガルを超えて二千五百十五ガルにもなりました（二〇〇四年十一月十一日毎日新聞記事「中越地震は問う」）。このことから、東海地震に襲われれば浜岡原発の崩壊は必然と考えられます。崩壊すれば放射能が放出し、その日のうちに放射能の雲は東京を襲います。

電力会社は、原発施設には地震感知設備があり安全であることを強調していますが、マグニチュード八クラスの巨大地震で冷却施設が壊れないで済む保証はありません。また、東海地震には国の監視で地震予知を行っているから直前に停止をすれば安全であることの説明をしていますが、地震予知の確率は百パーセントではなく、また、原子炉の運転停止から三か月は冷却し続けなければならないため、これに頼ることは全くできないと言えます。

原子力安全委員会・原子力施設等防災専門部会では平成十四年四月に、「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方」において、放射能災害時には、甲状腺がん予防のために、四十歳以下を対象として、「安定ヨウ素剤は一日一

回飲むこと」、「二日目に飲むときは、このような事態では避難を優先することが必要である」との方針を示しています。

東海地震によって生じる放射能災害は広範囲に及び、被害は甚大であり、対策は極めて膨大なものとなります。さらに、事態は緊急を必要とし、このことから、根本的な解決は浜岡原発の停止しかないと言えます。しかし、現在、浜岡原発は稼動を続けています。

災害対策や市民の救助は、阪神淡路大震災や新潟中越地震で見るとおり、地方自治体の使命であり、住民の生命を守ることは地方自治体の首長の最大の責務であります。

以上の趣旨をご理解の上、右事項の実現をお願いいたします。

以　上